

株式会社山本そば製粉 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年12月20日から令和8年12月19日までの 2年間

2. 内容

目標1： 令和 7年 2月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 令和6年12月～ 所定外労働の現状を把握
- 令和7年 1月～ 社内での検討開始
- 令和7年 2月～ ノー残業デーの実施

目標2： 令和 8年 12月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間 10 日以上とする。

<対策>

- 令和6年 12月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和7年 1月～ 社内での検討開始
- 令和7年 1月～ 社員への説明、周知の実施
- 令和7年 2月～ 有給休暇取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始